

特定事業所集中減算の手続等の流れ

秋田市内のすべての居宅介護支援事業所は、次の〔〕内の計算式により、対象となるサービスを位置付けた割合を算出し、次のア、イの書類を作成してください。

〔
判定期間ごと （前期：3月～同年8月、後期：9月～翌年2月）
対象サービス （訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）
〕

【紹介率】

各対象サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷各対象サービスを位置付けた計画数

ア「特定事業所集中減算に係る報告書（様式1）」

イ 紹介率の挙証資料

正当な理由（6）に該当する場合は、「居宅サービス利用に関する理由書（様式2）」

対象サービスの割合が80%（いずれか1つ以上）

超えない場合

秋田市への手続は不要です。
運営指導等で確認することがありますので、作成した書類を2年間保管してください。

超える場合

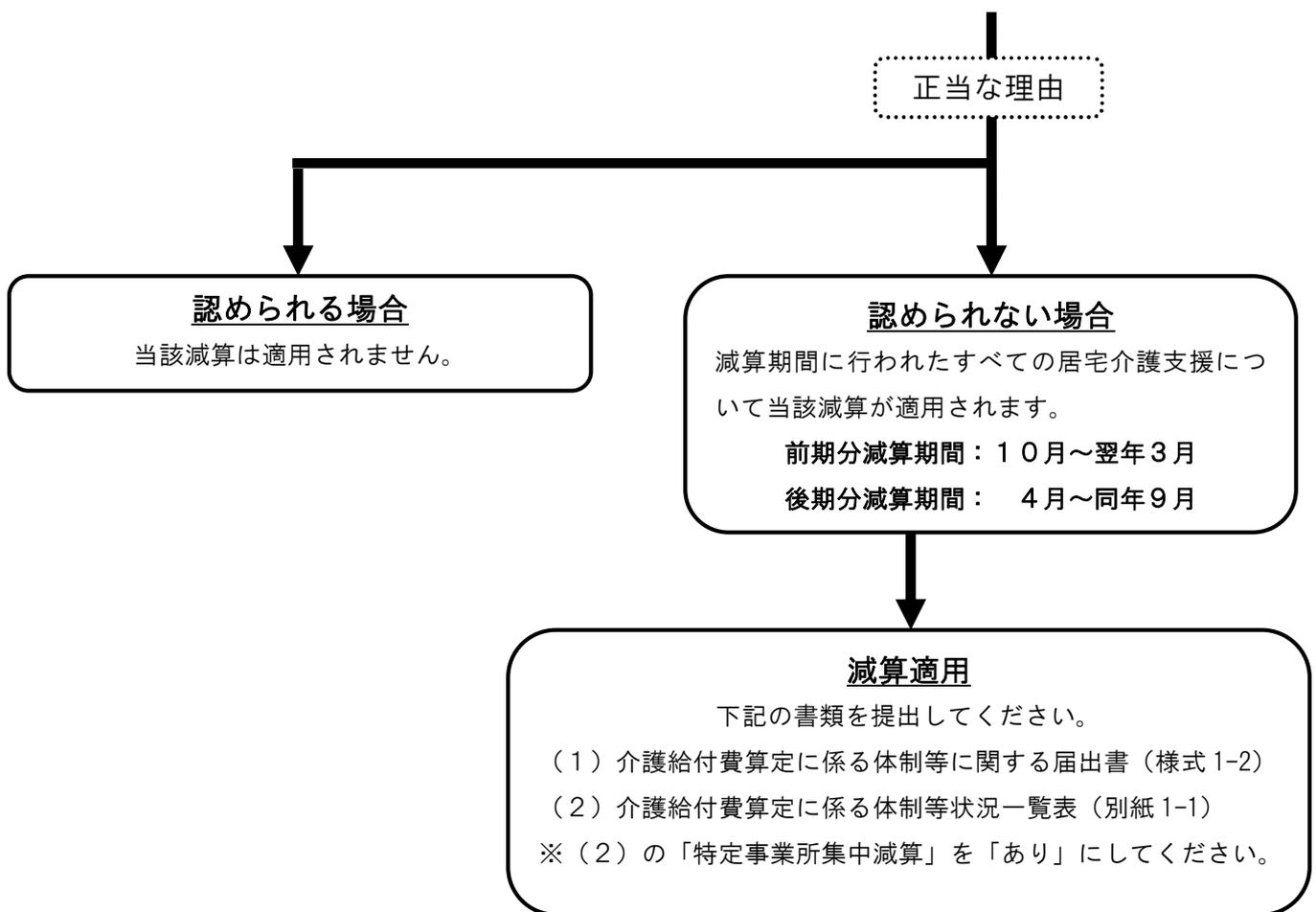
作成した書類ア、イを介護保険課へ提出してください。
また、「正当な理由（6）に該当する場合は再計算書（様式3）」についても、該当する場合は提出してください。
メールでの提出も可能です。

提出期間

前期分 9月1日～15日

後期分 3月1日～15日

（土日祝日の場合は翌開庁日まで）



作成した書類は2年間保管してください。